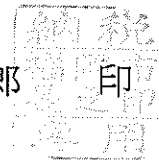


公 示 送 達 書

令和8年10月2日

下記の者へ送達すべき書類を、東区役所市民部納税課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市長 高島 宗一郎



送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

送達すべき書類を特定するために必要な情報

東区納第1085号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。